

奈良県公安委員会告示第22号

平成19年1月奈良県公安委員会告示第7号（奈良県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務の公示）の一部を次のように改正し、平成27年8月1日から施行する。

平成27年2月27日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

本則中「第2条の表5の項」を「第2条の表の6の項」に改める。

表に次のように加える。

4	一般国道169号	奈良市登大路町76番地先から吉野郡大淀町大字土田187番地先まで
5	一般国道308号	奈良市宝来町473番2から奈良市尼辻北町3368番地の1先まで
6	一般国道369号	奈良市二条大路南1丁目3番22号先から奈良市登大路町76番地先まで
7	主要地方道奈良生駒線	奈良県の区域内に存する区間（奈良市大森町52番地先から奈良市三条大路2丁目2番15号先までの区間を除く。）
8	主要地方道大阪生駒線	奈良県の区域内に存する区間